

# 茨木市 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

## 1・取組目的

- 住宅の耐震化を推進するために、住宅所有者の方に耐震化に対する理解を更に深めてもらう。
- 重点的に耐震化を推進する区域を緊急耐震重点区域と定め、戸別訪問を含む、住宅所有者への積極的な普及啓発を行う。

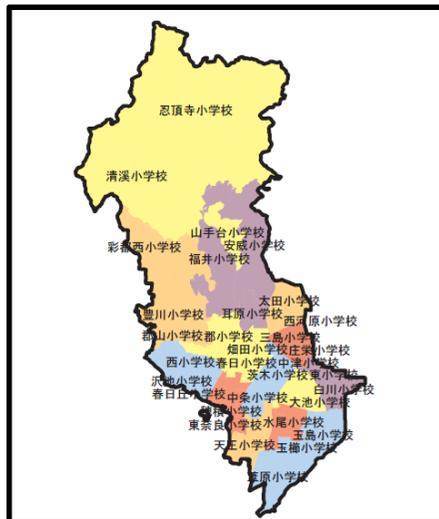
## 2・緊急耐震重点区域の設定

- 緊急耐震重点区域は、本市の住宅耐震化の状況から下記の区域とする。

### 緊急耐震重点地域：茨木市 全域

#### ○対象住宅

- 平成12年5月31日以前に建築確認を受けて、建築された全ての住宅



#### (戸別訪問地区)

安威、葦原、茨木、大池、太田、春日、春日丘、清溪、郡、郡山、沢池、庄栄、白川、玉櫛、玉島、中条、天王、豊川、中津、西、西河原、忍頂寺、畑田、東、東奈良、福井、穂積、三島、水尾、耳原、山手台の小学校区

## 3・取組期間

- 本プログラムの取組期間は下記の通りとする。  
なお、関連計画の改定、アクションプログラムの進捗状況等に適切に対応するため、必要に応じて検証し、必要な見直しなどを行う。

取組期間：令和元年度から令和7年度（7年間）

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
AP作成	■							
戸別訪問	■ 普及啓発							

## 4・戸別訪問の実施

戸別訪問は下記の通り行う

- DM等を活用し、取組期間で戸別訪問等を行う。
- リーフレット等を用いて耐震化の必要性・補助制度を説明する。

## 5・その他の普及啓発活動

戸別訪問と併せて、下記の啓発活動も引き続き実施していく。

- 住宅耐震啓発パンフの配布
- 広報紙・ホームページによる周知

## 6・関係団体との連携

- 戸別訪問及びその他啓発活動において、府及び民間事業者と連携して活動に取り組む。

## 7・実績の公表

- 当該年度毎に診断実績・改修実績・戸別訪問等の件数を取りまとめ、当該年度末までに市のホームページにて公表する。

# 茨木市 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2025

## 1・目的

茨木市耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、改修事業者の技術向上、一般市民への周知・普及啓発等の充実に図ることが重要である。

このため、茨木市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

## 2・位置付け

アクションプログラムは、茨木市住宅・建築物耐震改修促進計画に基づき策定する。（アクションプログラムは、茨木市住宅・建築物耐震改修計画に掲げる施策と併せて一層の耐震化を促進するために策定し、次回の計画改正時に計画に位置づけるものとする。）

## 3・取組内容・目標・実績

		令和7年度取組内容	令和7年度目標																											
計画		<p>【財政的支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i)住宅の耐震診断費に対する一部補助を実施</li> <li>ii)住宅の補強設計費～耐震改修費に対する一部補助を実施</li> <li>iii)住宅の除却費に対する一部補助を実施</li> </ul> <p>【普及啓発等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i)住宅所有者に対する直接的な耐震化促進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 令和7年度は、一部小学校区の自治会単位でまちまるごと耐震化支援事業登録事業者と連携し、講演会及び相談会、個別訪問を実施予定。</li> </ul> </li> <li>ii)耐震診断実施者に対する耐震化の促進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 耐震診断結果報告時にリーフレットの配布・説明により耐震改修を促進</li> <li>➢ 耐震診断後、一定期間経過しても耐震改修を行っていない者に対してDM等による耐震改修促進を実施</li> </ul> </li> <li>iii)改修事業者の技術力向上等 ※府内全域で実施                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施</li> <li>➢ 耐震改修事業者リストを作成し公表等を実施</li> </ul> </li> </ul> <p>IV)市民への周知普及</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 耐震改修の必要性の周知を実施</li> <li>➢ 市内の住民を対象に展示会・個別相談会等を年2回以上実施</li> <li>➢ リーフレットによる制度概要等の周知を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 住宅に対する耐震診断費補助戸数：80戸</li> <li>➢ 住宅に対する耐震改修工事費補助戸数：35戸</li> </ul>																											
		<p>前年度の実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>診断</th> <th>設計</th> <th>改修</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1</td> <td>90</td> <td>46</td> <td>73</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>68</td> <td>31</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>68</td> <td>14</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>56</td> <td>21</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>88</td> <td>17</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>R6</td> <td>69</td> <td>31</td> <td>36</td> </tr> </tbody> </table>		診断	設計	改修	R1	90	46	73	R2	68	31	39	R3	68	14	15	R4	56	21	26	R5	88	17	25	R6	69	31	36
	診断	設計	改修																											
R1	90	46	73																											
R2	68	31	39																											
R3	68	14	15																											
R4	56	21	26																											
R5	88	17	25																											
R6	69	31	36																											
自己評価		<p>前年度(令和6年度)の取組実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 耐震改修等の実績がある耐震事業者等と連携した展示会・個別相談会やDMの送付(24,000部)等の普及啓発を実施。</li> <li>➢ 市報(4回)、ホームページ(常時)等の広報を実施。</li> <li>➢ 耐震改修等の実績がある耐震事業者等と連携し、一部小学校区の自治会単位で個別訪問を実施。</li> </ul>	<p>前年度(令和6年度)の課題</p> <p>今後も事業の推進に向け、引き続き補助制度の利用促進を図る必要がある。</p>																											
			<p>改善策</p> <p>まちまるごと耐震化支援事業登録事業者と連携しながら、講演会及び相談会、個別訪問を実施し、耐震化の必要がある木造住宅へ確実な普及啓発を図る。</p>																											